

「令和 7・8 年度 港区民間事業者を活用した課外学習事業」
事業者募集要項（公募型プロポーザル方式）

1 案件名称

港区民間事業者を活用した課外学習事業

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

- ・ 本事業は、港区内の小学 5・6 年生を対象に、子どもの習熟度に応じた課外学習を実施することにより、基礎学力の向上及び学習習慣の定着を図ることを目的とする。
- ・ 目的の達成に向けて、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集する。

(2) 基本条件、事業の実施方針

- ・ 各学年、各児童の習熟度に合わせた教材を用いた課外授業を実施し、基礎学力向上及び学習習慣の定着に資する実施内容とすること。
- ・ 実施にあたっては、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されているバウチャー（大阪市習い事・塾代助成カード）でも受講可能とすることにより、利用者の塾代負担の軽減を図る。
- ・ 事業者は、本市が実施場所等が無償で提供することにより、開設および運営経費を抑えることができるため、そのコストダウン分を必ず受講生に還元できるよう、受講料月額 10,000 円の範囲内で可能な限りの内容を構築し、実施すること。

(3) 事業の内容等

別紙「事業方針」のとおり

(4) 事業の範囲

ア 事業実施期間

協定締結日から令和 9 年 3 月 31 日

イ 課外学習会開講期間

(ア) 小学校 2 校

令和 7 年 10 月から令和 9 年 3 月 31 日

(イ) 小学校 3 校

令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月 31 日

ウ 実施場所等

(ア) 大阪市立築港小学校（大阪市港区築港 1 丁目 10 番 38 号）

- ・ なかよし教室③（2 階）
- ・ 使用可能面積：約 58 平方メートル
- ・ 使用料全額免除（ただし、光熱費除く）
- ・ 光熱費の目安：年間約 12,000 円

（月 16 時間程度使用の場合。港区内小学校令和 6 年度実績より概算。）

(イ) 大阪市立南市岡小学校（大阪市港区南市岡 2 丁目 6 番35号）

- ・多目的室（1 階）
- ・使用可能面積：約84平方メートル
- ・使用料全額免除（ただし、光熱費除く）
- ・光熱費の目安：年間約15,000円

（月16時間程度使用の場合。港区内小学校令和 6 年度実績より概算。）

(ウ) 大阪市立市岡小学校（大阪市港区市岡 3 丁目 2 番24号）

- ・会議室（1 階）
- ・使用可能面積：約60平方メートル
- ・使用料全額免除（ただし、光熱費除く）
- ・光熱費の目安：年間約23,000円

（月16時間程度使用の場合。港区内小学校令和 6 年度実績より概算。）

(エ) 大阪市立磯路小学校（大阪市港区磯路 3 丁目 7 番 7 号）

- ・多目的室（1 階）
- ・使用可能面積：約130平方メートル
- ・使用料全額免除（ただし、光熱費除く）
- ・光熱費の目安：年間約13,000円

（月16時間程度使用の場合。港区内小学校令和 6 年度実績より概算。）

(オ) 大阪市立三先小学校（大阪市港区三先 2 丁目 6 番32号）

- ・児童会室（2 階）※令和 8 年夏季休業中は工事予定のため、校内の代替部屋を提供する
- ・使用可能面積：約91平方メートル
- ・使用料全額免除（ただし、光熱費除く）
- ・光熱費の目安：年間約32,000円

（月16時間程度使用の場合。港区内小学校令和 6 年度実績より概算。）

（※光熱費については燃料費の高騰に伴い、変動する場合があります。）

3 事業実施条件等について

(1) 事業実施日及び時間

ア 小学校（令和 7 年10月開講）

(ア) 築港小学校：火曜日・木曜日・金曜日のうちの 1 回及び水曜日の原則週 2 回

（※事業者より提案すること）

- ・祝日及び盆・年末年始等の休業日を除く。
- ・午後 4 時開講を基本とする。ただし、水曜日は午後 3 時開講を基本とする。
- ・準備、後片付け時間を含み午後 3 時30分～午後 5 時30分まで使用可能。

ただし、水曜日は午後 2 時30分～午後 4 時30分まで使用可能。

(イ) 南市岡小学校：火曜日・木曜日・金曜日のうちの 1 回及び水曜日の原則週 2 回

（※事業者より提案すること）

- ・ 祝日及び盆・年末年始等の休業日を除く。
- ・ 午後４時開講を基本とする。ただし、水曜日は午後３時開講を基本とする。
- ・ 準備、後片付け時間を含み午後３時30分～午後５時30分まで使用可能。
ただし、水曜日は午後２時30分～午後４時30分まで使用可能。

イ 小学校（令和８年４月開講）

(ア) 市岡小学校：火曜日・木曜日・金曜日のうちの１回及び水曜日の原則週２回
(※事業者より提案すること)

- ・ 祝日及び盆・年末年始等の休業日を除く。
- ・ 午後４時開講を基本とする。ただし、水曜日は午後３時開講を基本とする。
- ・ 準備、後片付け時間を含み午後３時30分～午後５時30分まで使用可能。
ただし、水曜日は午後２時30分～午後４時30分まで使用可能。

(イ) 磯路小学校：水曜日及び金曜日の原則週２回

- ・ 祝日及び盆・年末年始等の休業日を除く。
- ・ 午後３時開講を基本とする。
- ・ 準備、後片付け時間を含み午後２時30分～午後４時30分まで使用可能。

(ウ) 三先小学校：火曜日及び金曜日の原則週２回

- ・ 祝日及び盆・年末年始等の休業日を除く。
- ・ 午後４時開講を基本とする。
- ・ 準備、後片付け時間を含み午後３時30分～午後５時30分まで使用可能。

ウ その他

- ・ 実施日の変更については、可能な限り調整するので、本市に申し出ること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大等、対面での授業が困難な場合はオンラインによる学習等により対応すること。
- ・ その他想定される緊急時・災害時においては、上記に関わらず、使用を制限する場合がある。
その際は、本市の指示に従い、適切に対応すること。

(2) 本市から提供する備品・設備等

ア 事業を遂行にあたり、必要と認められる本市備品（黒板、机、いす等）について、次のとおり無償提供（貸与）する。

(ア) 築港小学校

実施場所の片面黒板１枚（埋め込み式）、１人用机20台、いす20脚、スリッパ及び鍵付キャビネット１台（備品類保管用）

(イ) 南市岡小学校

実施場所の片面黒板１枚（埋め込み式）、３人用机14台、いす25脚、スリッパ及び鍵付キャビネット１台（備品類保管用）

(ウ) 市岡小学校

実施場所の片面黒板１枚（埋め込み式）、３人用机12台、いす35脚、スリッパ及び鍵付キャビネット１台（備品類保管用）

(エ) 磯路小学校

実施場所の片面白板１枚（埋め込み式）、３人用机15台、いす75脚、スリッパ及び鍵付キャ

ビネット1台（備品類保管用）

(ウ) 三先小学校

実施場所の片面黒板1枚（埋め込み式）、1人用机20台、いす20脚、スリッパ及び鍵付キャビネット1台（備品類保管用）

イ 事業実施場所における設備について

- ・ 空調（冷暖房）は必要に応じて使用可能とする。
- ・ 備品を移動させて使用する場合は、必ず退出時に原状復帰すること。
- ・ 各学校のコピー機等を利用することはできない。ただし、事業者のプリンター等を持ち込むことは可能とする。
- ・ 事業実施中は基本的に教職員等の立会いはしないので、事業実施場所における指定された箇所の開錠・施錠および設備の管理は事業者の責任において管理すること。

(3) 経費の負担

ア 事業実施にかかる人件費、消耗品費、教材費、光熱費、通信費、交通費、保険料等のすべての経費は事業者の負担とする。

なお、事業物件内にかかる傷害も含めたリスクに対応する保険の加入については、必ず加入すること。

イ 光熱費は、本市が別途発行する納入通知書により、納入期限日までに納入すること。

ウ 事業を遂行するために必要となる経費について、市は一切の費用を負担しない。

(4) 受講料の支払いについて

受講生から支払いを受けること。 大阪市習い事・塾代助成事業のバウチャー（大阪市習い事・塾代助成カード）で支払を受ける場合は、同事業の制度に基づき支払いを受けること。

(5) 事業実施上の制限

ア 事業実施場所の使用にあたっては、最善の注意をもって、事業実施場所・備品及び設備を維持保存しなければならない。

イ 事業者は、事業実施場所を指定する用途以外に供してはならない。

ウ 事業者は、事業実施場所について、原状復帰ができない変更をしてはならない。

(6) 事業実施の取り消し又は変更

次の各号のいずれかに該当するときは、事業実施の取り消し又は変更をすることがある。

ア 本市において事業実施場所を公用又は公共用のために必要とする場合。

イ 事業者が事業実施条件の各条項に違反したとき。

ウ 応募資格の詐称等その他不正な手段によってこの事業実施に至ったとき。

エ その他管理運営上において、本市が必要と認めた事項。

(7) 原状回復

ア 事業実施を取り消した時又は事業実施期間が満了して引き続き事業実施に至らない時、事業者は、本市の指定する期日までに事業実施場所及び本市備品・設備等（以下、「事業実施物件」という。）を原状回復しなければならない。

ただし、本市が承認した場合はこの限りではない。

イ 事業者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、本市がこれを行って、その費

用を事業者の負担とすることがある。この場合、事業者は何等の異議を申立てることができない。

(8) 損害賠償

ア 事業者は、その責に帰する理由により事業実施物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは、当該滅失または毀損による事業実施物件の損害額に相当する金額を損害賠償として払わなければならない。

ただし、事業実施物件を原状に復した場合はこの限りでない。

イ 前項に定める場合のほか、事業者は、本要項及び協定書の各項に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を賠償しなければならない。

(9) 実地調査等

本市は、事業実施物件について随時に実地調査を行い、その維持又は使用に関し、指示することがある。

(10) 損害賠償請求権及び有益費等の請求権の放棄

ア 公共又は公共用に供する必要が生じ、実施を取り消した場合においては、事業者は当該取り消しによって生じた損失の補償を本市に請求しないものとする。

イ 事業者は、事業実施物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求しないものとする。

(11) 資料、報告書の提出

ア 収支状況に関する資料は、作成の都度速やかに提出すること。

イ その他、本市において必要がある場合、経営に関する資料を提出しなければならない。

(12) 受講者募集について

受講者募集にあたり、事業者がチラシ作成を行う際は、内容・配布方法等について事前に本市と協議を行うこと。なお、本市は、港区役所ホームページ等で掲載を行い、広報の協力を行う。

(13) 法令の遵守

事業実施にあたっては、大阪市個人情報保護条例のほか、関係法令及び関係規程を遵守すること。

(14) その他の注意事項

ア 事業実施後、当該事業の履行期間中に事業者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、事業実施の取り消しを行うことがある。

イ 原則として提案内容を基に事業を実施すること。ただし、本市との協議により内容を変更する場合がある。

4 応募資格等

次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件に

も該当しないこと

- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (5) 直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）を完納していること。
- (6) 企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として、類似する学校外教育サービス（教室）を登録されていること又は登録することができる見込みであること。

登録することができる見込みである事業者については、別添2「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」の登録要件を満たし、別添1「大阪市習い事・塾代助成事業実施要綱」及び別添2「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」に定める全ての項目に同意し、これを遵守すること。

なお、実施事業者として選定された場合、別添2「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」に則り、事業開始に対応できるよう、当該事業実施者として事業実施のために必要な登録申請を速やかに行うこと。

- (7) 上記(1)～(6)の条件を満たす団体同士での共同体での申請は可能とし、その場合にあっては、次の要件も満たしていること。
 - ① 各事業者は共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を負うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - ② 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨記載されている委任状を提出すること。
 - ③ 申請書の提出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が明確に記載されていること。
 - ④ 単独で応募した事業者は、本案件において共同体の構成員になることができない。
 - ⑤ 各構成員は、本案件において複数の共同体の構成員になることができない。

5 スケジュール

・公募開始	令和7年6月18日（水）
・質問受付締切	令和7年6月25日（水）午後5時30分
・質問回答日	令和7年6月30日（月）
・公募型プロポーザル参加申出期限	令和7年7月2日（水）正午
・参加資格決定通知（電子メール）	令和7年7月3日（木）
・企画提案書提出期限	令和7年7月18日（金）正午
・プレゼンテーション審査	令和7年8月上旬（予定）
・選定結果通知	令和7年8月8日（金）（予定）
・協定締結日	令和7年9月1日（月）（予定）
・課外学習会開始日（2小学校）	令和7年10月（予定）
・課外学習会開始日（3小学校）	令和8年4月（予定）
・事業完了	令和9年3月31日（金）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

ア 受付期間

公募開始から令和 7 年 6 月 25 日（水） 午後 5 時 30 分まで

イ 質問方法

「質問票（様式第 1 号）」に記載し、提出先まで電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名は「港区民間事業者を活用した課外学習事業 質問票」とし、メール送信後速やかに提出先へ電話にて送達確認を行うこと。

ウ 提出先 送達確認電話番号

「10 提出先、問合せ先」に同じ

エ 回答

質問に対する回答は、令和 7 年 6 月 30 日（月）に本市ホームページ上で回答する。

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

(2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

公募型プロポーザルへの参加を希望する事業者は申請期間内に「(3) プロポーザル参加申請書類」を必ず申請受付場所まで持参すること。（郵送・FAX・電子メール等は受け付けない。）

受付にあたっては、いずれも土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律 178 号)に規定する日には行わない。

なお、申請書類等については、港区役所ホームページよりダウンロードすること。

ア 参加申請書受付期間

公募開始から令和 7 年 7 月 2 日（水）正午まで（必着）

※区役所庁舎開庁時間：土、日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

イ 提出書類

「(3) プロポーザル参加申請書類」のとおり

ウ 提出部数

各 1 部

エ 提出場所

「10 提出先、問合せ先」に同じ

オ 参加資格決定通知

令和 7 年 7 月 3 日（木）に電子メールで通知します。指名されなかった申出者については、その旨について理由を付して通知する。

(3) プロポーザル参加申請書類の提出について

ア 公募型プロポーザル参加申請書（様式第 2 号）

イ 誓約書（様式第 3 号）

ウ 法人又は団体の概要（様式第 4 号）

エ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日から 3 か月以内に発行：写し可）

※ 法人以外の団体にあつては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し、直

近の法人税納税証明書（その２）を提出すること。

ただし、事業開始後１事業年度未満等の理由で、法人税納税証明書（その２）の提出が困難な場合は収益事業開始届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの）を提出すること。

オ 印鑑証明書（提出日前３か月以内に発行のもの：写し不可）

カ 使用印鑑届（様式第５号）

キ 申請内容確認書（実印押印 要）（様式第６号）

ク 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前３か月以内に発行されたもの：写し可）

（税務署の様式その３、その３の２、その３の３、その１のいずれかの様式で提出すること。）

（ただし、非課税等で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。）

ケ 直近２か年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書（提出日前３か月以内に発行：写し可）ただし、非課税の場合は、その旨を記載した理由書。

コ 大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者登録通知書（写し）

（大阪市習い事・塾代助成事業の参画事業者として、類似する学校外教育サービス（教室）を登録されている者のみ）

※ 令和７・８・９年度大阪市入札参加資格有資格者名簿に登録されている者は、エ～カ、ク、ケを省略できるものとする。

※ エ、ク、ケについて、写しの場合は、原本に相違ない旨の記載及び代表者印を添付すること。

※ 共同体の場合は以下の取り扱いとする。

- ・ 参加申請にかかる提出書類は代表事業者のものを提出すること。
- ・ 上記の提出書類に加え、委任状（様式第７号）及び共同体にかかる協定書の写し（様式は問わない）を提出すること。

(4) 企画提案書の作成・提出について

参加資格決定通知を受けた応募者は、下記のとおり企画提案書を作成し、持参により提出すること。

ア 受付期間

令和７年７月４日（金）から令和７年７月１８日（金）正午まで

※区役所庁舎開庁時間：土、日、祝日を除く午前９時から午後５時３０分まで

イ 提出方法

「１０ 提出先、問合せ先」に同じ

ウ 提出部数

７部（正本１部、副本６部）

※副本は複写可。正本以外については、提案事業者が推定できる会社名、法人名等の情報を消去すること。

エ 提出書類

企画提案書

(ア) 提案できる企画提案書は１応募者１案とする。

(イ) A4版縦置き、ホッチキス止め２箇所（左綴じ）とすること。カラー/モノクロは問わないが、白黒コピーをしても鮮明に読むことのできる原稿とすること。

(ウ) 総ページ数は、２０ページ以内で、簡潔かつ分かりやすく作成し、提出すること。総ページ数が２０ページを超えるものは受け付けない。（下部にページ番号を記載すること）

- (エ) 様式は自由とする。ただし様式8を表紙として添付すること。なお、表紙はページ数に含まれない。

オ 企画提案書の必須記載項目

(ア) 本事業に対する考え方

(イ) 実施体制

- ・ 人員体制について「人材確保」「人員配置」

(ウ) 事業内容

- ・ 学習指導について「基礎学力の向上及び学習習慣の定着」のための具体的な方法
- ・ 教材の内容について
- ・ 事業実施スケジュール・受講生募集方法

※ 各事業実施場所における事業実施スケジュールの中で、予め実施ができない日がある場合は記載すること。

(エ) 危機管理体制について

- ・ 災害、事故等の緊急事態を想定した危機管理体制

(オ) 提案のアピールポイント

(カ) 過去5年間の類似事業、実績

具体的に他の教室で実施している実施体制、対象者、時間数、回数、学習内容、受講料などを記載し、受講者の負担が軽減されていることがわかるよう、本事業の提案内容と比較できるようにすること。

(キ) 本事業における経費内訳書

積算根拠がわかるようにすること。

7 審査・選定

(1) 選定基準

次に示す視点に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行い選定する。

選定評価基準（各委員 100 点満点、合計 300 点満点）

事業の企画内容		
1	目的・目標の実現に向けた具体的な提案となっているか	50
2	基礎学力の向上に資する具体的な提案があるか	
3	事業スケジュールは無理のない計画となっているか	
4	独自のアイデアや創意工夫など特筆すべき提案があるか	
5	児童・生徒の特性に合わせた学力アップに繋がる指導の工夫があるか	
事業の実施体制		
1	事業を確実に遂行できる組織体制と運営基盤があるか	20
2	事業実施に必要な専門的知識・能力等があるか	
類似事業の実績		
1	本事業と同種・類似した事業実績はあるか	10
費用積算根拠の妥当性		
1	費用の積算根拠は明確に示されているか	20
2	効率的で妥当な経費により提案されているか	
合 計		100

(2) 審査・選定方法

- ・ 企画提案書を提出した者に対し、書類審査・プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- ・ 審査は、学識経験者等で構成する「港区民間事業者を活用した課外学習事業 事業者選定会議」が上記(1)に基づき、書面による事前審査及びプレゼンテーション審査の結果を加味して、最も優れていると評価された企画提案者を選定する。
- ・ 最も優れていると評価された企画提案者の評価点が満点の60%未満であった場合、協定締結事業者は無しとする。
- ・ 評価点が最も高い提案者が複数の場合は、「事業の実施体制」の評価が高い事業者を優先し決定する。
- ・ 審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(3) プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和7年8月上旬（予定）

詳細は、企画提案書提出者あて別途電子メールにて通知する。

イ 実施場所

港区役所 会議室（予定）

ウ 出席人数

1団体につき、2名までとする。

エ 内容・方法等

- ・ 「企画提案書」に基づき、口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。
- ・ プロジェクター等での資料投影は不可とする。
- ・ 1団体あたり30分程度（うち説明15分以内、質疑応答時間を含む）とする。提案開始時刻については、応募者ごとに別途連絡する。
- ・ プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、決定後速やかにすべての参加者に通知し、また、港区役所ホームページに掲載する。

8 提案に対する費用、条件等

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての提出書類は返却しない。

- (4) 提出された企画提案書等は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。
(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- (5) 期限後の提出、差替え等は認めない。
- (6) 本プロポーザルは事業予定者の選定を目的に実施するものであり、協定締結後の事業においては、本市と協議をしながら方針等の策定を行うので、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効となる。

9 協定に関する事項

事業予定者と協定を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に協定交渉を行うことができるものとする。ただし、評価点が満点の60%を下回っている者を除く。

10 提出先、問合せ先

〒552-8510 大阪市港区市岡1丁目15番25号

大阪市港区役所 協働まちづくり推進課（教育・人権啓発グループ）

担当：岡崎・吉村

TEL：06-6576-9975 FAX：06-6572-9512

E-Mail：tg0002@city.osaka.lg.jp